

# 特集

## 農薬は誰のために？

part II

臨時国会が始まった。本国会で提出される農薬取締法の改正案が可決されれば、無登録農薬の使用者に対して何らかの罰則が科せられる改正法となる見込みだ。本号の編集を行っている現時点では改正案の詳細は見えていない。しかし、農産物を食べる人たちへの責務を全うすることを念頭に農業経営を行う人たちにとって、無登録農薬の使用者に対するどの程度の罰則が科せられるのかといったことは、ある種些末な問題ではないだろうか。

今回、事件の発端となつた無登録農薬のダイホルタンは、人に対する発ガン性が指摘されていて、かつ、すでに日本の農薬メーカーのものは失効して何年もたつておらず、さらに、その成分内容もはつきりしない輸入ものであった。これを販売・使用していた人たちに何らかの責任が問われるのは、当然のことと言えるだろう。

それより、今回の無登録農薬問題で表出した“農薬”に関する事柄には、その責務を全うしようとするからこそ突き当たってしまうといった類の、もっと重要な法的・制度的問題が存在しているのではないか。

本号では、前号に続き「農薬は農産物を食べる人たちのためにある」という視点を基調として、マイナー作物への適用拡大の問題、農薬とは何かという定義について、外食業など農産物需要者が農薬の適用拡大とどう関係しているのかなどを論じてい

# 農薬取締法改正で改めて問われる 「農薬」とは？「適用作物」とは？



西田立樹

Tateki Nisida

【プロフィール】農薬メーカー社員。農薬についての正しい知識を広げたいと「農薬ネット」を主宰 (<http://www.nouyaku.net>)。著書に「気になる成分・表示100の知識」「ダイオキシン100の知識」(いずれも東京書籍)がある。



## ● 無登録農薬問題の現状

一連の無登録農薬使用に関する事件はテレビや新聞ではあまり取り扱われなくなつてきました。メディア上では終息に向かっているように見えます。

しかし、農業の現場では事件の後始末に追われていますし、消費者の農業に対する不信感が収まつたわけではありません。全て今後対応次第で良い方向にも悪い方向にも転ぶ可能性があり、まだまだやらなければならることはたくさんあります。例えば青森県産のリンゴの市場価格は3割程度の下落となつており(その割には消費者価格は下がつていませんが)、その立て直しができて初めて終わつたと言えるでしょう。

そんな中、誓約書提出後に無登録農薬の使用が発覚する例が散見されるのは遺憾なことです。起こつてしまつたことは仕方がないとしても、このようない形でさらなる不信感をあおるのは最悪であり、少なくともこのようなことだけはないように徹底していただきたいと思います。そのためには無登録農薬問題の解決について全体で前向きに取り組む姿勢を確認する必要があります。そうでなければ発覚を恐れて事実を隠蔽する人は今後も出てくるでしょう。

前号で使用農家に自殺者が出かねない状況と書きましたが、やはり自殺者が出てしまいました。そうなる前になんとかならなかつたのかと考えると残念です。

お悔やみ申し上げます。

## ● 各地の取り組み状況と

### 群馬県の条例制定

問題解決に向けて農家がバイヤーやJAや生協などに無登録農薬を使っていないことを誓約する動きが各地で出てきています。この誓約書提出の流れで流通サイドからの信頼関係はとりあえず維持されたと思われます。ただ、このことは問題が起つた際には農家が責任を負うことを見示したことになり、責任のありかを農家に押しつけるやり方とも取られかがいだけのことですからあまり深く考えなくて良いと思います。

産地単位、あるいは県単位で安全宣言と言えるものを出すところも増えてきました。青森県ではリンゴに関して安全宣言集会を開いて市場の回復を狙う予定になっています。産地復権に向けたきつかけになりますし、農家の士気も向上するでしょう。しかし、万が一宣言後に無登録農薬使用が新たに出てきた場合に越した上での宣言ですから関係者は慎重に調査を進めたはずです。安全宣言をするというのはそれだけ大変なことだと言ふことです。

山形県では情報公開の積極的な推進が目立ちます。賛否両論のあつた使用農家の氏名公表については、東根市において使用しなかつた農家の氏名公表で落ち着いたようです。使用者をさらし上げる農家をさらし上げるような結果にならなかつたことは好ましいと思います。また、県内収穫物の残留農薬検査を進め、プレスやホームページへ結果発表を積極的に行っているのは信頼感を増すために重要な取り組みだと言えます。農薬取締法の改正案を議会でまとめて意見書を提出するなどの対応も良かつたと思います。

## 無登録農薬問題についてのURL集

山形県の無登録農薬問題への取り組み	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ns/nosei/mutouroku/mutouroku01.html">http://www.pref.yamagata.jp/ns/nosei/mutouroku/mutouroku01.html</a>
群馬県の無登録農薬使用問題のページ	<a href="http://www.pref.gunma.jp/shokukaigi/nouyaku/nouyaku_top.htm">http://www.pref.gunma.jp/shokukaigi/nouyaku/nouyaku_top.htm</a>
松永和記さんの群馬県の条例に関するレポート	<a href="http://eco.goo.ne.jp/bn/index_science.html">http://eco.goo.ne.jp/bn/index_science.html</a> の第33号
農薬取締法と施行令など	<a href="http://sizai.agriworld.or.jp/">http://sizai.agriworld.or.jp/</a>



## ●使用者への罰則規定でどんな不都合が考えられるか

様々な使用状況が想定されますので、まずはその点のみ箇条書きで並べてみましょう。

- ①無登録農薬をそつとは知らずに使った場合
- ②無登録農薬を使用した場合
- ③いわゆる自家製農薬を使用した場合
- ④適用作物以外への使用（適用外使用）を行つた場合
- ⑤希釀倍率や使用時期など規定されている使用方法以外を行つた場合

そして、現場を混乱させている原因を単純化して並べてみると以下の通りです。

- ①農業取締法における「農薬」の定義があいまいなこと
- ②同じく保護される「農作物」の定義があいまいなこと
- ③農薬登録取得のための要件が厳しく、登録の取得・維持に金と手間がかかること
- ④登録が作物毎に必要となり、マイナーアクセスへの適用が進み難いこと
- その結果、どのような不都合が想定されるでしょうか。実際にいろいろなケースがありますが、例えば以下のようないいことが考えられます。

①倉庫に残っていた農薬が登録失効になつており、それを知らずに使用して罰則の対象になった

②業者から農薬ではないという説明を受けたのに、実はそうではなく罰則の対象となつた

③害虫防除に牛乳やせつけん水をまいたら無登録農薬使用に該当した

④登録農薬がないのでマイナー作物を育てることができなくなつた

⑤庭木や畦などの防除に何を使えば良いのかわからぬ

それぞれどのように考えていけば良いのでしょうか。

## ●「農薬」の定義

現行農業取締法の農薬と農作物の定義は下記の通りです。つまり、病害虫防除を目的としたものは全て農薬であるということですね。除草剤はその他の薬剤といふことになります。この定義は解釈次第ではどうとどもれます。例えばアイガモ農法で使われているアイガモは害虫や雑草を食べることを目的としているので生物農薬とも解釈できます。むろん登録など取つていませんから立派な（？）無登録農薬です。雑草を引っこ抜くために人を雇えばその人は無登録生物農薬であるとすら解釈できます。そんな馬鹿なことをいますが、微生物やハチやクモなど生物農薬は登録を取る必要がありま

るたびに毎回同じ物ができるとも限らないので、効果不足などを理由に登録を取ることはできません。

今までなら、販売者のみを規制の対象としていたので問題はなかつたのです。なぜなら牛乳や焼酎が農薬として売っていることなんてなかつたですからね。しかし、草を引っ抜く人を売つていて（笑）なんてことはなかつたですからね。しかしながら罰則改正されれば違います。無登録農薬を使用すれば罰則が与えられるんです。農薬の定義を今一度洗い直す必要があるでしょう。しかし、今回の法律改正では農薬の定義は変わらないのではないかと聞いています。そんなことで果たして大丈夫なのか不安です。

効果・薬害については使用者の自己責任で使うものとしても、毒性や環境面への影響などが考えにくいもの、例えば食品の農薬としての利用などは、医薬品に対して医薬部外品があるように、農薬についても部外品として製造販売使用を認めるとか、そういう対応はとれないかもしれません。結論を言うとそれは全て薬剤も森林も含まれます。ですから使われる防除薬剤は全て登録農薬でなくてはなりません。結論を言うとそれは全て薬剤も森林も含まれます。ですから使われる

## 農業取締法関連部分の抜粋

### 第1条の2

この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

### 第1条の2の2

前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

## ●「農作物」の定義

また「薬剤」という単語が何を指しているのでしょうか。  
するのでしようか。  
するのでしようか。  
するのでしようか。  
するのでしようか。

木酢液は？ 植物保健薬などと称しているものは？ 等々、疑問にはキリがありません。

結論を言うとそれは全て薬剤も森林も含まれます。ですから使われる

農作物とはこの定義によれば保護されるべき植物全てを指していることになりまます。ですから家庭菜園や庭木、街路樹も森林も含まれます。ですから使われる防除薬剤は全て登録農薬でなくてはなり

# 農薬は誰のために?

part II

作物の保護にあたります。適用のある除草剤を使用しましょう。ちなみに適用のない物を使うと樹に薬害が出る場合があります。

では、例えば畠や休耕田にカメリムシ繁殖阻止のために除草剤をまいた場合はどうなるのか。こうなつてくると判断は微妙になってしまいますね。

また、庭木や家庭菜園など販売を目的としていないもの、あるいは花や林木などを食べる目的としているものを、米や野菜などのような一般的に言うところの農作物と同列で考えることに果たして合理性があるのか、疑問を持たざるを得ません。

## ● どうなる今後の農薬使用?

現行の定義のまま罰則だけ強化され

ば、極端なことを言えばペランダのブランターで育てているキクにアブラムンがついたので防除しようと思つて、テントウムシをつかまえて放てば罰則の対象となるという解釈さえできるのです。

常識的にそんなことは問題にならないとしても、実際の農業場面ではどこまでが良くてどこからがダメなのか判断するの

ません。道路や線路や堤に除草剤をまくことは農作物ではなく物を守るためにやっていることなので農薬登録は不要ということなんでしょう。

果樹園の下草管理はどうか。これは農作物の保護にあたります。適用のある除

草剤を使用しましょう。ちなみに適用のない物を使うと樹に薬害が出る場合があ

ります。

では、例えば畠や休耕田にカメリムシ繁殖阻止のために除草剤をまいた場合はどうなるのか。こうなつてくると判断は微妙になってしまいますね。

また、庭木や家庭菜園など販売を目的としていないもの、あるいは花や林木などを食べる目的としているものを、米や野菜などのような一般的に言うところの農作物と同列で考えることに果たして合理性があるのか、疑問を持たざるを得ません。

現行の定義のまま罰則だけ強化すれば、極端なことを言えばペランダのブランターで育てているキクにア布拉ムンがついたので防除しようと思つて、テントウムシをつかまえて放てば罰則の対象となるという解釈さえできるのです。

現行の定義のまま罰則だけ強化され

ば、極端なことを言えばペランダのブランターで育てているキクにア布拉ムンがついたので防除しようと思つて、テント

ウムシをつかまえて放てば罰則の対象となるという解釈さえできるのです。

常識的にそんなことは問題にならないと

しても、実際の農業場面ではどこまでが

良くてどこからがダメなのか判断するの

は難しいことです。おそらく法改正では今回問題となつたような無登録農薬を取り締まるのが目的なので厳しい縛りにはならないと思われますが、どこで線引きすることにするかを決めることは不可能です。

確実に言えることは病害虫防除目的には登録農薬を適用作物に対して使用方法を守つて使う以外のことは一切するなどのことだけです。恐らくそうでないものを使つても、今まで黙認されてきたもの、例えば木酢液や活性水や植物保健薬などが急に規制されることにはならない

でしょう。しかし、いつ風向きが変わればわかりません。木酢液もお酢も昔は農薬登録されていて現在では失効しているという点で、今問題となつてあるナフサクなどと何ら変わらないのです。いつ

「木酢液に発ガン性があった」とかいうデータが出て、使用していた作物が今回の梨やリンゴと同じ運命をたどるかはわからないのです。そんなリスクを侵す必要はないでしょう。

また、自分が使おうとしている農薬が大丈夫なのか今一度チェックが必要です。最低限のこととして農薬登録番号が書いていない物は全て無登録農薬であることを覚えておきましょう。そういったものは使わないように。番号が書いてあっても登録切れしている可能性はあります。有効期限が残つていれば、まず大丈

夫だと思って良いでしょう。不安なら販売店やメーカーに問い合わせればわかります。

でも、それだけの結論では今まで通りの農業活動ができないのは明白です。今まで目をつぶってきたマイナー作物への適用外使用の問題はやはり避けて通れません。

の農業活動ができることには登録農薬を適用作物に対して使用方法を守つて使う以外のことは一切するなどのことだけです。恐らくそうでないものを使つても、今まで黙認されてきたものの、例えば木酢液や活性水や植物保健薬などが急に規制されることにはならないでしょう。しかし、いつ風向きが変わればわかりません。木酢液もお酢も昔は農薬登録されていて現在では失効しているという点で、今問題となつてあるナフサクなどと何ら変わらないのです。いつ

「木酢液に発ガン性があった」とかいうデータが出て、使用していた作物が今回の梨やリンゴと同じ運命をたどるかはわからないのです。そんなリスクを侵す必要はないでしょう。

また、自分が使おうとしている農薬が大丈夫なのか今一度チェックが必要です。最低限のこととして農薬登録番号が書いていない物は全て無登録農薬であることを覚えておきましょう。そういったものは使わないように。番号が書いてあっても登録切れしている可能性はあります。有効期限が残つていれば、まず大丈

## ● 適用外使用の問題はどうなる?

マイナー作物（一般的に栽培面積1万ha以下を言う）は登録農薬が極端に少ない場合がほとんどです。特に最近栽培され始めた作物となると全く登録農薬がない場合もあります。その理由は適用を取

りたい場合もあります。そのためにお金と手間をかけても、その投資を回収するだけの売り上げが期待できないというメークー側の事情によります。ですから適用拡大のためにお金と手

間がかからないようにすれば良いわけですが、そこには確かに適用外の問題があります。それは、登録農薬が対象作物に対し効果・薬害・残留性を試験で確認し、基準値を設定する作業が必要で、これには2~3年以上の年月と数百~数千

万円の費用がかかります。その負担を軽減するため、国のマイナー作物等農薬

試験だけで適用拡大を認めるとか、思えばBT剤やでんぶん剤などは簡単な薬害試験だけで適用拡大を認めるとか、思い切ってそれらの薬剤については適用を無制限にするといった規制緩和の方が現実的ではないでしょうか。

このように行政も今まで以上の問題意識を持って取り組みを進めています。いずれも、実現するまでにある程度の時間はかかるわけで、それまでの間はどうしようもないというのが本音のところです。そういうふた作は作らないか、今まで通りの対応で作つて問題があれば默認してもらうようにするかが現実的な選択肢となるでしょう。

適用を取るためにはその農薬が対象作物に対して効果・薬害・残留性を試験で確認し、基準値を設定する作業が必要で、これには2~3年以上の年月と数百~数千万円の費用がかかります。その負担を軽減するため、国のマイナー作物等農薬登録拡大事業や、都道府県から費用を助成するような制度があります。それらの利用の拡大が望まれます。

また法制度でも現行の作物別の適用を考えを維持しつつも、作物をある程度まとめて適用を拡大していくことが提案されています。その通りになればマイナー作物農家にとっては朗報でしょう。ただ、

技術的にそのようなことができるのかは疑問です。残留農薬の量が形態や成長速度と相関するのではないかという発想に基づいていますが、本当にそのなか裏付けが必要です。また薬害が形態と相関するとは思えません。むしろ、農薬別で優先的に適用拡大させる薬剤を毒性や吸収性や他作物での薬害の実績などを基にして決めた方が合理的だと思います。例えばBT剤やでんぶん剤などは簡単な薬害試験だけで適用拡大を認めるとか、思い切ってそれらの薬剤については適用を無制限にするといった規制緩和の方が現実的ではないでしょうか。

このように行政も今まで以上の問題意識を持って取り組みを進めています。いずれも、実現するまでにある程度の時間はかかるわけで、それまでの間はどうしようもないというのが本音のところです。そういうふた作は作らないか、今まで通りの対応で作つて問題があれば默認してもらうようにするかが現実的な選択肢となるでしょう。

# これから農薬取締法とマイナー作物対応はどうなる？

木酢の使用は取締対象となるのか？ サニーレタスにレタスの農薬は使えるのか？  
適用拡大を外食・量販が求めることはできるのか？

臨時国会において農林水産省では、無登録農薬の販売者に対する罰則規定に加えて、使用者に対する罰則規定を農薬取締法に盛り込む。それと関連して先月号のインタビューでは、登録農薬の適用外使用についてはその規制に含まれないことが明らかとなつた。

今回はさらに一歩踏み込んで、『無

登録農薬』とは何を意味するのか？

マイナー作物への農薬適用拡大はこれ

から具体的にどう進んでいくのか？

また、今まで公的機関と農業メーカーとの間だけで進んできた農薬登録のシステムに農産物需要業界が関与することができるのか？などを聞いた。

A 「農業経営者」編集部  
B 農業対策室 担当者

## ● 何を使つたら取締の対象となるのか？

A 今回、農薬取締法の改正が示されたことに伴つて、現場では、何を撒くことができるのかと、疑心暗鬼になつています。たとえば、尿素のような葉面散布剤は撒けるのだろうかといった質問まで飛び出しています。もちろんこれは肥料ですから、農薬取締法の対象とはならないのです。

ですが、現場はそのくらい混乱した事態となっています。拡大解釈をしていて、撒く物はみんな農薬と言う人たちすらいるくらいです。その混乱の原因是、『農薬』の定義が曖昧であるからだと思います。登録農薬が何かは分かつているのですから、農薬

に当たるもの定義がはつきりすれば自ずと罰則の対象となる『無登録農薬』とは何かが分かつてるのでないでしょうか。

B 今回、定義について変更するつもりはありません。農薬の定義に基づいて、何が対象で何が対象でないのかを判断していくことになります。

これまでの農薬取締法は販売段階での規制であつたため、取締の対象も販売されている農薬に対してでした。

今回は、無登録農薬の使用を禁止するため、使用段階での規制が加わることになります。実際にはどのような資材を防除目的で使用しているのかということになつてくるわけです。牛乳はどうか、焼酎はどうか、木酢はどうかと判断していかないといけませんが、安全性に全く問題のないものは除外するということで検討してい

A 防除目的を謳わずとも、たとえば土壤改良材として販売されているものが、防除目的で使用される場合も考えられます。そういう場合はどうなるのでしょうか？

B 売る方が土壤改良材として売っている場合は、その場では取締の対象とはなりませんが、それを防除目

的で農家が一般的に使つていることがあります。

A そういうことは時期としては、いつまでに分かるのでしょうか？

B 使用の規制に関しては、臨時国

会にかけることを予定しています。

## ● 作物分類の変更でマイナーワークへの適用拡大が進む？

A 食の安全という観点から農薬情報の積極的な公開が求められるようになっています。市場には実際にたくさんの種類の農産物が出回っています。そしてその多くはマイナー作物です。それらの農薬情報を公開するためには、この適用拡大の話は避け通れないと思います。

B 私達が考へているマイナー作物への対応は大きく分けて2つあります。

# 農薬は誰のために?

part II

す。1つ目は現在実施している農薬適用拡大を支援するための2つの事業の円滑な推進。この中の1つは中山間地域特産農作物等に対応する支援事業で、都道府県から上がつてくるマイナー作物への農薬適用拡大の要望をメーカーと相談して、必要な試験を行うための基金を作つています。もう1つが、残留試験に対して行つている2分の1補助事業。私達と日本植物防疫協会や全農などの関係団体が、事業を推進していくための討議の場を作つています。補助金とそれらをうまく組み合わせてマイナーワークへの対応を行つていきたと考えています。

2つ目は、作物の分類の再整理を行いたいと考えています。昭和46年以前は、残留検査がなかつたこともあり適用が「野菜」とか「果樹」といったものがありました。しかしその後は、安全最優先ということで、個別の作物データを取つてどんどん適用を細かくしてきました。それを30年近くやつてきて、残留農薬に関するデータもだいぶ揃つてきました。そこで、そのデータを使って、安全を切り下げる範囲で、作物の分類

を見直せないかと考えています。

**A** そうなると、たとえば少し前に問題となつた中国産ホウレンソウのクロルピリポスの残留基準値は0・01 ppmでした。もしマイナー葉物野菜という項目を作り、同様に0・01 ppmだとしたら、それを上回るものがたくさんあらわれて、基準値の引き上げが必要となるのではないでしょか?

**B** 残留基準値を決めるに当たつては、ADI(1日あたりの摂取許容量)を無視することはできません。ADIをクリアする中で、0・01だつたものを1とする可能性があつたとしても安全性の面から説明はできま

す。一般の目からすると100倍も上げてという非難はあるかもしれません。しかし、そこは100倍にしたとしても、その背景には摂取量も含めてこういうことがあるからと、いろいろな情報を出す中で科学的な説明が付くのであれば納得していただけるのではないかと思います。

**A** 登録拡大をスピードアップする

には、農家の意見も含めて広く要望を取る必要があるのでないでしょ

**B** その点では、従前からの各県と日本植物防疫協会の間で行われている登録要望リストの作成に加えて、緊急に植物防疫課の防除班の方で今日(10月4日)を期限にマイナー作物への要望を取つています。まだ動いていませんが、全農も彼らの組織の中でもういろいろものに要望があるのか集めることになっています。重複しますが、なるべく網羅的に拾つ

もりです。

**A** 今回の問題が起つてから本誌は、「農業は食べる人たちのためにある」という原則を述べています。そしてそのスタンスに立つことができるのが農業経営者だと言つていいま

**●外食・量販は農薬登録に  
関与できるか?**

**A** 例えば、税金で農業業界に援助するのか! という理屈は今後出てくると思います。しかしこれは農業界のためにするのではなく、消費者のためにするんだということを伝えていかなければなりません。そのためには、買い物手産業と一緒に動く必要があります。今なら、消費者界のリーダー達にそういうことを自然と伝わるのではないか

す。「農業は食べる人たちのためにある」のであれば、農業は食べる人達のためにあると考えるのが本当でしょう。であるとしたら、外食や量販が農業の問題を当事者として捉え、単に生産側に情報公開を求めるとか。

この農業は使うなど言つだけではなく、積極的にマイナークロップへの適用拡大などにも関わつていくべき

でないかと考えています。たとえば今、県が要望を出していますが、同様に消費業界が要望を出すということは可能なのではないでしょうか? 可能であれば、それは世論を変えていく力にもなると思います。

(まとめ: 幸野友浩)

## 緊急アンケート

# 農薬の「登録適用外使用」問題を あなたはどう考える

今回の無登録農薬問題や、農薬取締法が使用者への罰則を盛り込んだ形に改正されることになったのを受けて、当誌では、登録農薬の適用外使用や“非農耕地用農薬の圃場での使用”、“並行輸入農薬の使用”に関する緊急アンケートを実施しました。

電子メールを通じて1960名にアンケートを配信、うち46名の方々からご回答をいただきました。今回ご協力をいただいた方々には、この場をもつて改めて御礼申上げます。

統計的な処理をするには分母が小さいのですが、それぞれ質問に対してもご回答から、ある程度の傾向が見えるものになつてゐるのではないかと思ひます。

### ● 適用拡大を望む声が大半

まず、マイナー作物への登録農薬の適用外使用について、厳しく取り締まるべきだ”と考えている方々は少ないことが分かります。そして、何らかの形で適用拡大が進むことを望んでいる方々が、無回答を除くと大勢を占めています。適用拡大の方法については、細かく作物ごとに適用を増やしていくという従来の方法に限界を感じている方々が多いよう見受けられました。科や属でまとめるなど、何らかの形で作物の分類

をして適用拡大を図つていけばよいのではないかというご意見が多いようです。この特集の農水省農薬対策室のコメントにあるように、安全性に留意しながら、今までの細かな分類法を適用できないかと農水省も検討しているようです。今回の無登録農薬問題を契機にやつと重い腰が上がりつつあるということでしょう。

### ● 定義の曖昧さと価格の高さが問題

また、非農耕地用農薬や輸入農薬を実際に使用している方々は少ないのですが、使用もやむ得ない面があると捉えている方々は少なくありません。そして、実際に使用されているのはどちらも除草剤であることが分かります。また、「価格が安い」「農耕地用の農薬と同成分」というコメントが多く見られます。

前者のコメントの背後には、農薬も含めた日本国内における農業資材流通のシステムや流通コストに関する指摘が含まれているのではないでしょうか。国際化の中で農産物価格は下がっています。しかし、国内の農業資材の価格はそれと呼応して下がつてしまふ

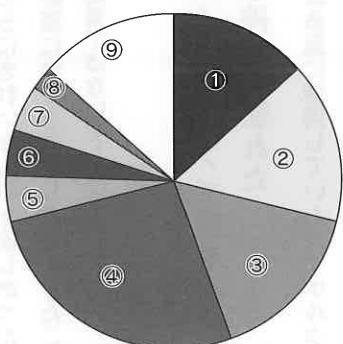
価格の面だけでなく環境や人に対する安全性が求められますので、簡単に自由化とはいかないにしても、現在の国内メーカーや流通はそれに胡座をかいだりました。“農業は食べる人のためにある”と考える時、農薬の安全性や適切な使用ということはもちろんのこととして、生産コストという面からも考えていかなければならぬものであると本誌は考えています。

また、「同成分なのになぜ農耕地では使えないのか」という疑問に対しても、前号及び今号特集の西田立樹さんの原稿をご覧下さい。ただ、そこには“農薬とは何か”という定義の問題が根本的なところで関わっているのではないか、その定義の不明確さが無登録農薬の問題も含めた農薬使用に関する混乱の一因ともなつてているのではないかと考へました。

“食べる人たちに対する経営者としての責務”という観点から考えても、無登録農薬の使用者に対する罰則の導入は当然のことだと考へます。しかし、農薬の問題はそれだけでは解決しない部分が多く、その一端をこのアンケートからご質問いただけますと幸いで

# 農薬は誰のために？ part II

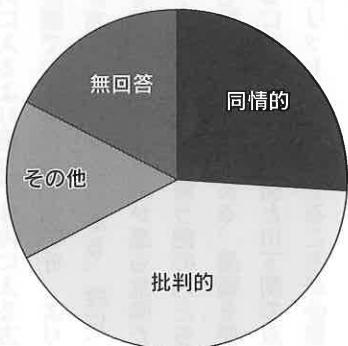
## アンケート回答者の主要経営作目（または職業）



	人数	%
①水稻	6	13.5
②露地野菜	7	15.5
③施設野菜	7	15.5
④果樹	12	26
⑤花き	2	4.5
⑥特作	2	4.5
⑦畜産	2	4.5
⑧資材業者	1	2.5
⑨不明	6	13.5
計	46	100

今回のアンケートにご協力いただいた方々の経営概況を見ると、野菜、果樹農家の比率が多く、コメ農家が少ないという結果が出ました。これは、今回無登録農薬を使っていたとして問題になった作物が主に野菜や果樹であったことと無関係ではないと思われ、身近な問題としてとらえた農家が多かったことを示しています。また、登録農薬の少ない花きや特作（茶・コンニャク）農家からもご回答をいただいている。

## A：今回の“無登録農薬問題”について、ご意見ご感想をお聞かせ下さい



	人数	%
無登録農薬問題が起った背景に対する同情的意見	12	26
無登録農薬問題が起った背景に対する批判的意見	19	41.5
その他の意見	7	15.5
無回答	8	17
計	46	100

## ●コメント抜粋

### ★商品ではなく成分登録に

無登録農薬全てに問題があるとは言えない面があると思います。例えばA

社とB社が同じ成分の農薬を生産しているとしても登録の更新をA社がしなければ無登録農薬になってしまいます。

こうした農薬は無登録農薬と言うよりも失効農薬と呼んで区別すべきではないでしょうか。

農薬の登録に関しては、商品ではなく成分についての登録制度にした方が良いと思います。もちろん主成分だけではなく副成分である界面活性剤などに関するても十分にテストされる必要があるでしょう。

新規登録に関しては充分にテストされるべきですが、更新は簡便にしてコストを削減すべきです。

ただし成分に問題が生じた時には、それを登録から除外するだけでなく、使用禁止にすべきと考えます。

これにより農薬を、登録農薬、失効農薬、使用禁止農薬、無登録農薬（充分にテストされていない農薬）に分類することができます。

問題は無登録であったか登録されたかよりも商品の安全性ですから、その面で論議すべきでしょう。

安全性とコスト面での調和を図り道理にかなった範囲内で政策を立てて行くべきではないかと考えます。

（和歌山県・果樹農家）

### ★有機栽培に矛盾が出てくるのでは

今回の問題は色々な事が一緒にあります。失効した農薬と言っても、環境・人体に影響を及ぼすために失効したものから、農薬メーカーが営利上の理由で登録を更新せずに失効したもの、果ては「木酢」

「農業用セッキン」「ニコチン」等の今は効果が疑問視されるものなどがあり、そこに線引きができないません。

また、今回の問題で有機認証やそれに群がる業者の矛盾が明らかになったと思います。有機認証を受けるために使われていたのが無登録農薬だったら、何と言いくつするつもりでしょうか。登録農薬以外は使ってはいけないことに

なれば、その情報公開と有機認証に矛盾が生じる可能性もあるのではないかでしょうか。

今回の問題で日本の食料自給率や後継者問題を抜きにして農業を考えている人たちは、国産だつて危ないと言うでしょう。

しかし、生産者だけが悪いわけではないと思います。

やたらにきれいなものを欲しがったり、野菜に甘さを要求し過ぎてきたことの結果ではないでしょうか。

(静岡県・果樹農家)

## ★ダイホルタンで農薬の安全神話は崩れた

昔は多量に使用していたダイホルタンが今では発ガン性があると言われている恐ろしい現実。あれほどダイホルタンは安全だという神話は崩れ去った。特に散布者に危ないという認識を新たにした。今回のケースはダイホルタンは安全という神話を今でも信用していた農家が使用したのだろうか?

(高知県・野菜農家)

★最低限使用—最も危険に晒されているのは農家自身  
自分自身は、農薬を最低限使用するにとどめているが、BSE報道からの流れで、偽装しているかのような取り上げられ方が一番の問題だと思う。

よく言われることながら、現代は情報が溢れるほど流されているので、そこから本当の情報を選別する力、もしくは自分自身が本物を見分ける力を備えなければいけないと思う。

農薬に代表される化学物質は、経口

で体内に入るより経皮で体内に入る方が、肝臓での解毒作用がない分、より毒性が高いという事実がある。故に、農薬を使用する農家自身が最も危険だということだ。これは買う側の人たちが最も知らないことである。農薬を使用するに当たって川上側と川下側の双方のメリットを見合わせることが必要だと思う。

(埼玉県・野菜農家)

## ★農産物の商品規格にも問題があるのでは

様々な見解があり、一概にどれが正しくどれがダメと簡単に結論付けることはできない。もちろん法の下では登録農薬の使用しか認められていないが、実際の生産現場ではそうもいかなない現実が存在している。適用外の農薬を使用しても、病虫害を除きたいと農家をヤツキにさせる、JIAの示す商品規格にも問題があると思う。

(高知県・野菜農家)

一応、烟」との農薬使用履歴を付けています。

同類の野菜への登録の整備がまだできていないのか、登録基準がはつきりと病根は同一ではないだろうか。

農薬の適用外使用についても、無登録のものを使用するよりはまだマシと

いう程度の問題でしかなく、問題の本質を見えなくすると考へる。

(北海道・畜産農家)

## ★一日も早く登録基準の整備を

今まで、使用基準を遵守して農薬を利用してきたつもりでしたが、改めて栽培している作物に対する登録の有無、使用回数、使用時期、使用濃度など、ありとあらゆる点で気を遣うようになりました。そんな中、アブラナ科野菜でダイコンには登録があるのにキヤベツにはないなど、同類の作物なのに分け隔てられていることを不思議に思っています。

そのため、作物ごとに畑を分けるなどの工夫をしています。

しかし、隣接している畑で違う作物が作付けされている場合、隣で農薬を使用している薬剤が、我が家の畑の作物にかかるてしまい、その農薬がこちらの作物には登録がないなどの不安があります。

5年前に農薬検査所に相談に行つたところ、硫黄のメーカーにしか申請の資格がないと言われ、硫黄のメーカーさんに相談しました。しかしそこでも、蒸散用としての登録を取るには、採算的にかなり難しいと言われたことがあります。

今回問題を受けて改めてメーカー

さんに電話で相談し、全農さんにも働きかけてもらい、登録の申請を済ませたところです。

登録が取れるまでは当社も耐えようと考えていますが、病気が酷くなつた時、農家の方々がどうされるのががかりです。

(資材業者)

消費者が食に対する不安を抱いている以上、一日も早い整備をお願いしたいと思います。

(神奈川県・果樹農家)

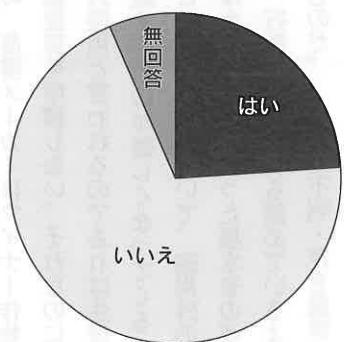
## ★登録がとれるまで耐える

私は、硫黄を蒸散する器具を製造販売していますが、硫黄については無登録ということで、今はほとんど売り上げが止まっています。全農さんでも、取り扱いを見合わせる旨の通達を出されています。硫黄と言うと、亜硫酸ガスや他の有害なものを連想しますので、やむを得ぬことと思います。関係者でも、硫黄そのものが無毒であることを知らない方がいる位ですから。

5年前に農薬検査所に相談に行つたところ、硫黄のメーカーにしか申請の資格がないと言われ、硫黄のメーカーさんに相談しました。しかしそこでも、蒸散用としての登録を取るには、採算的にかなり難しいと言われたことがあります。

登録が取れるまでは当社も耐えようと考えていますが、病気が酷くなつた時、農家の方々がどうされるのががかりです。

## B：農薬の適用外使用について



①あなたは、農薬の適用外使用をしていますか？	人数	%
はい	11	24
いいえ	32	69.5
無回答	3	6.5
計	46	100

## ②適用外使用を行っている作物名、農薬名、その農薬を使用している理由をお答え下さい。

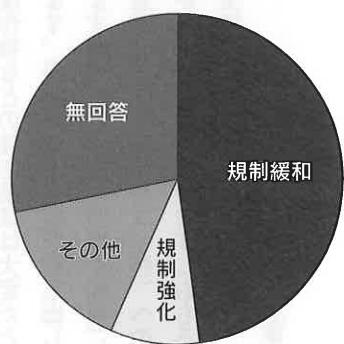
適用外使用を行っている作物名
ホウレンソウ
コマツナ
ルッコラ
レタス
ブロッコリー
ニラ
アスパラガス
メロン
スイートコーン
ブドウ
小豆
洋ラン

適用外使用を行っている農薬の種類	人数
殺虫剤	9
殺菌剤	3
植物成長調整剤	1
ほとんどの農薬	1
無回答	1
回答数	11 (複数回答1名)

適用外使用を行っている理由
その作物に使える農薬がない
同じ科の作物に使える農薬だから
葉害が少ない生物農薬だから
減農薬にするため
無核にするため

回答のうち、農薬の適用外使用をしている人は全体の24%でした。作物については葉物野菜が多く、その中にはコマツナ、ルッコラなど、マイナークロップと呼ばれる作物も含まれています。作物名として洋ランを挙げた花き農家の方は、コメントとして「洋ランに登録のある農薬は皆無と言ってよい」と書かれていました。

## ③マイナー作物への農薬登録や、農薬の適用外使用についてご意見がございましたらお書き下さい。



	人数	%
農薬登録の要件を緩和して適用拡大を図るべきだ	22	48
適用外使用は厳しく取り締まるべきだ	4	8.5
その他の意見	7	15.5
無回答	13	28
計	46	100

★マイナーもメジャーも病害虫では同じ

マイナー作物を栽培されている農家は気の毒だと思います。一つの農薬を登録申請するに当たって、億単位の実験費がかかるそうですね。マイナーナ作物ではその経費分の元が取れないで、農薬メーカーは登録申請すらしないと聞きました。マイナー作物だって病害虫は発生するし、農薬を使わざるを得ない状況もあるでしょう。

(青森県・果樹農家)

★適用外使用があるのは行政の怠慢

投下する経費に対して販売量が少ないので、農薬メーカーは登録申請すらしないと聞きました。マイナー作物だって病害虫は発生するし、農薬を使わざるを得ない状況もあるでしょう。

(山口県・畜産農家)

●「メント抜粋

★種科・属で適用できないか登録に際し、同一種（カリフラワーとブロッコリーとキャベツ、メロンとシロウリ、ピーマンとトウガラシ等）、あるいは同じ科か、せめて同じ属（キャベツとハクサイ、メロンとキュウリ）の作物に適用できるような制度にすべきだ。また、マイナー作物の中には病害虫が少ないものもあるので、無農薬で栽培する技術も研究すべきだ。

いため、農薬メーカーはマイナー作物の農薬登録を申請しない。それなのに適用外使用と言われるのであれば生産の継続そのものが難しくなってくる。

このことを放置しておいて、適用外の使用は大目に見るといった農水省の姿勢は、行政の怠慢を自ら認めているようなものだ。

(不明・花き農家)

### ★基準がデタラメなのでは

マイナー作物には、農薬メーカーや県などの協力がなければ適用拡大はできないし、フードファクターーやAD一の縛りなどもある。

その産地にとつては、農薬使用ができないことは致命的なで、行政の強力な支援が必要である。適用作物等についてもずいぶんたらめな基準なので、なんとかできないだろうか?

(高知県・野菜農家)

### ★消費者に農薬の特性を説明しよう

農薬の登録拡大に莫大なコストのかかる現状では、農薬メーカーとしてはマイナー作物に登録を拡大するのはリスクが高いだろう。

現段階では、マイナー作物に限らず全ての作物について、適用外使用は仕方ないのかもしれない。しかし、その場合生産者として消費者に農薬という

ものの特性をきちんと説明しないといけないだろう。

国内で登録のある農薬は、その散布最終期日を守りさえすれば人体に影響が出ることではなく、仮に収穫前日にかけたものでも長期間大量に食べなければ人体に影響は出ることはない。問題なのは収穫後使用するポストハーベスト農薬ではないだろうか。

(北海道・野菜農家)

### ★農薬について幅広い説明を

農薬の適用作物についての幅広い説明が必要だと思います。例えば、「キク科に適用、イネ科では薬効はない」というように。またこれも、農薬自体の危険性、リスクの十分な説明があるべきだと思います。

(大分県・果樹農家)

### ★作物毎ではなく、似た作物はまとめて登録を

作物毎の登録制度に無理があるので登録をとれるようにして欲しい。今の状態では適用外使用をしないと農薬がないという作物はどうしても出てくる。

(神奈川県・野菜農家)

### ★科目毎の登録があれば

の問題であると考える。

(北海道・畜産農家)

特産作物などの栽培農家は大変だと思います。長野県なども案を打ち出していますが、特定の作物でなく「科目」との登録(アブラナ科やユリ科)への対応があれば良いと思います(もちろん安全性の確認が必要)

登録農薬が少ない現状では、JAの示している商品規格に合った作物作りは難しい。

(高知県・野菜農家)

ネギの殺虫剤が少なくて困っています。新たな害虫のスリップスの適用農薬が欲しい。

(宮崎県・野菜農家)

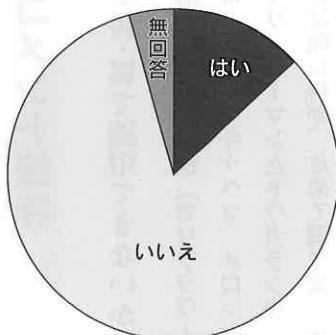
その作物に登録がないため、効くと言聞いても使うことができない場合が多くあります。

もし作物全般に対する試験をしてもららうことができれば、使える作物も増えるのではないかと思います。

(兵庫県・稲作農家)

### ★これはモラルの問題

結局は生産者の価値観の質、モラル



## C：非農耕地用農薬、並行輸入農薬について

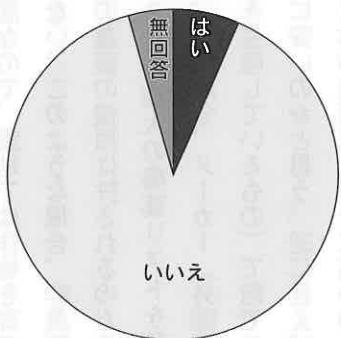
④ 非農耕地用農薬を圃場で使用したことがありますか？	人数	%
はい	6	13.5
いいえ	38	82
無回答	2	4.5
計	46	100

## ⑤使用している非農耕地用農薬の名前と、その農薬を使用している理由をお答え下さい。

使用している非農耕地用農薬の種類	人数
除草剤	6
回答数6	

回答者46名中6名が非農耕地用農薬の除草剤を使用しています。使用している理由は「価格が安い」、「農耕地用と同成分」、「農耕地用より効く」といったものでした。また、非農耕地用農薬の存在を知らないと回答してきた方もいました。

非農耕地用農薬を使用している理由
除草目的
価格が安い
農耕地用と同成分
農耕地用より効く
友人の薦め
無回答
回答数6（複数回答1）



⑥並行輸入農薬を使用したことがありますか？	人数	%
はい	3	6.5
いいえ	41	89
無回答	2	4.5
計	46	100

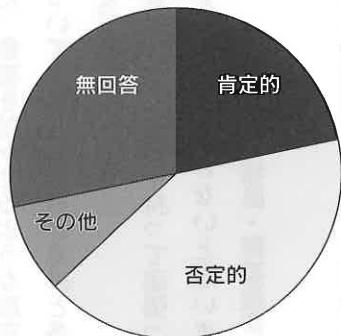
## ⑦使用している並行輸入農薬の名前と、その農薬を使用している理由をお答え下さい。

使用している並行輸入農薬の種類	人数
除草剤	3
回答数3	

並行輸入農薬を使用している理由	人数
価格が安い	3
回答数3	

回答者46名中、並行輸入農薬の除草剤を使用していると回答した方は3名でした。使用している理由は「価格が安い」こと。また、非農耕地用農薬同様、並行輸入の存在を知らないと回答してきた方もいました。

## ⑧非農耕地用農薬、並行輸入農薬についてご意見等ございましたらお書き下さい。



	人数	%
非農耕地用農薬、並行輸入農薬の使用はやむを得ない	10	22
非農耕地用農薬、並行輸入農薬は厳しく取り締まるべきだ	19	41.5
その他の意見	4	8.5
無回答	13	28
計	46	100

## ●コメント抜粋

★同じ成分で農耕地用・非農耕地用がなぜ分けられる  
何を基準に非農耕地用としているのか意味不明です。そもそも成分が同じもので農耕地・非農耕地と分けているとすると、農耕地用の除草剤に問題があるのではないかと疑っています。

(静岡県・果樹農家)

生産なので、露地では作物を育てていない。このような場合、非農耕地用の農薬の使用は許されるのだろうか?並行輸入の農薬リストを見る

と、同じ成分、メーカー(外国で原体を生産しているもの)で何でこんなに安いのかと思う。逆に言えばなぜ日本の農薬はこんなに高いのだろうか?

(不明・花き農家)

★登録があつて安いものなら皆使う

当農園の「こだわり」として非農耕地用農薬・並行輸入農薬は使用しないという事を先代より引き継いでいます。成分が同じなら良いだろうと言い、買い求めている人も周りにはいます。経営者の立場としては、

除草剤は土中では不活性化する。確かにハウス周りなどで何回も同じ

除草剤をかけ続けると作物が育ちにくいかも知れないが、一般的の畑ではそんなことはあり得ない。除草剤に

対して、あまりにも過敏になつてゐるのではないか。

(新潟県・野菜農家)

★除草剤に対して過敏になつてゐるのでは

これらの農薬自体、安全な作物を作るために不必要です。残留濃度の関係など不安な点が多いし、減農薬や無農薬で栽培しようとしている

(北海道・野菜農家)

時代に見た目だけを追求するのはどうかと思います。

(北海道・稲作農家)

★これはこの国を担う子供たちの健康に関する

すべての農薬に当てはまるのですが、河川、海、地下水の多くの地点でこれらの中の化学物質の監視を(それも、食物連鎖による化学物質の凝縮を考えると微量な単位まで)すべきだと思います。そして、検出されたら疑われる全ての場所で対策を取るべきです。将来この国を担う子供たちは、他に方法のない困り果てた人は、他に方法のない困り果てた人は今の私達の義務だと思います。

協同の理念はよくわかりますが、今や肥料でも農薬でもインターネットやホームセンターで安く買える時代です。きちんと登録があつて安いものがなければ皆使うと思います。無登録農薬や並行輸入農薬を使うのは、効くし安いからです。

(宮城県・野菜農家)

農家自身も、知識を持つて頑張つていかなければいけないと思います。

(大分県・果樹農家)

また、農薬を効かせるような散布法について知らない農家が意外と多かつたりします。

農家自身も、知識を持つて頑張つ

★使用が正しいのなら堂々と公開を  
この問題は地域自然環境への配慮や、消費者への責任をどう考えるかという次元の問題だ。  
自分が正しいと思うのであれば、国や消費者や地域住民に堂々と使用を主張(公開)してから使うべきだ。その勞を惜しみ隠れて使うのは、地域住民や消費者に対して卑怯な手法だと考える。(北海道・畜産農家)

コスト削減が農業においても叫ばれています。問題は簡単ではありませんが、行政や農協、経済連の体制が問題です。特に、系統は大問題。

★農家も農薬を効かせる知識を持て

ちゃんと効いて安心して使える物があれば、少々価格が高くて使うと思います。非農耕地用農薬を使うものは、他に方法のない困り果てた人は今の私達の義務だと思います。

★非農耕地とは何かの情報を  
非農耕地用というのはどのようなものを指すのかという情報が農家に伝わってこない。私の場合は鉢物のが問題です。特に、系統は大問題。

(大分県・果樹農家)

農業経営者 2002年11月号 22

# 適用農薬の数から見るマイナー作物の実態

フランス料理、イタリア料理、中華料理、韓国料理。外食を中心とした街では様々な国の料理が提供され、様々な国の農産物が利用されている。はじめは輸入に頼っていたそれらの農産物も、やがて、消費者やシェフたちの要望を受けて国内で生産されるようになる。また国内のものでも、地場の伝統野菜が注目を浴び、全国的に生産・消費されることもある。そうやって様々な料理や食材が身近になることで、“食の多様化”が進み、それがこの国の“食の豊かさ”につながっている。

他方、国民の“食の安全・安心”に対する関心も高まっている。農薬のあり方もただ“効けばよい”という時代から“食べる人や環境に対して安全”であることがより求められる時代となっている。それに伴って農薬登録のあり方も、農薬適用の範囲をより限定的にすることで、安全性を確保しようとしてきた。

国からの補助はあるものの、農薬の適用拡大を行うのは農薬メーカーである。農薬登録では、様々な試験を要するため、適用作物を1つ増やすごとに大金を要する。たとえばキャベツと同じアブラナ科の芽キャベツは農薬登録上別の作物になる。すると農薬メーカーは自ずと、生産量の多いキャベツに適用を取ることで農薬の販売量アップを図る。かくして以下の表のようにキャベツへの登録農薬数335と芽キャベツの2という違いとなる。もちろん芽キャベツは2種の農薬だけで栽培できるからこの数になっているわけではない。

生産量が少ないマイナー作物の栽培において指摘されている、農薬の“適用外使用”は“食の多様化”と“食の安全”的狭間で起こっている構造的な問題でもあるのだ。

今は“食の多様化”と“食の安全”的双方が求められる時代となつた。それは正に農産物需要者から農薬メーカーまでが、共にこのマイナー作物の問題について考えなければならないことを示している。

以下に、市場に出回っている主な農産物とそれへの農薬適用登録数、地域特産野菜と農薬適用登録数を記した表を掲載する。前者では、登録農薬数において主要作物とマイナー作物にどれだけの差があるか、後者ではマイナーと呼ばれる作物の作付面積や生産量がどのくらいあるのかをご確認いただきたい。

尚、市場には以下の表に掲載している品目以外にも、様々な種類の農産物が出回っている。そしてその多くが“マイナー作物”であり、その全ての品目に対して“適用”が判然としているわけではないことをご認識の上、これら表をご覧いただきたい。

**注:**一部の農薬（土壤くん蒸剤、硫黄剤、デリス剤、硫酸ニコチン剤、BT剤等）では、野菜類、ウリ類、アブラナ科野菜等の包括的な作物名を使用しており、該当する場合はマイナー作物も含め、適用病害虫の範囲であれば使用できる。表中ではそれらの農薬数は含まれていない。

## 主な農産物と農薬適用登録数

以下は、市場で一般的に流通している農産物を市場風に分類し、それぞれの品目について当誌で登録農薬数を調べたものである。その中でたとえば「品目: 辛味大根 → 適用: ダイコン」とあるのは、「辛味大根」は「ダイコン」適用の農薬が使用可能という意味。この「適用」分類と登録農薬数が0となっているものについては、独立行政法人農薬検査所の確認を得ている。

分類	品目	登録農薬数	適用
根 菜 類	ダイコン	211	
	辛味大根	211	ダイコン
	ニンジン	100	
	ゴボウ	63	
	カブ	43	
	レンコン	14	
	クワイ	6	
	タケノコ	0	
土 物 類	パレイショ	276	
	タマネギ	190	
	ペコロス	190	タマネギ
	アーリーレッド	190	タマネギ
	カンショ	156	
	ナガイモ	85	ヤマノイモ
	ヤマトイモ	85	ヤマノイモ
	サトイモ	65	
	セレベス	65	サトイモ

分類	品目	登録農薬数	適用
土 物 類	京イモ	65	サトイモ
	ヤツガシラ	65	サトイモ
	ニンニク	51	
	ラッキョウ	31	
	エシャレット	31	ラッキョウ
	ユリネ	5	
葉 茎 菜 類	キャベツ	335	
	グリーンボール	335	キャベツ
	ハクサイ	261	
	レタス	170	
	サニーレタス	170	レタス
	サラダナ	170	レタス
	ネギ	167	
	小ネギ	167	ネギ
	アサツキ	167	ネギ
	ホウレンソウ	93	
	ブロッコリー	65	

## 主な農産物と農薬適用登録数（続き）

分類	品目	登録農薬数	適用
葉 茎 菜 類	アスパラガス	61	
	セルリー	45	
	カリフラワー	51	
	バセリ	27	
	フキ	25	
	チンゲンサイ	23	
	ニラ	20	
	ミツバ	18	
	ナバナ	14	
	コマツナ	11	
	シュンギク	12	
	ミズナ	10	
	ウド	16	
	ワケギ	2	
	芽キャベツ	2	
	ケール	1	
	セリ	1	
	コールラビ	0	
	ツルムラサキ	0	
	トンブリ	0	
	フェンネル	0	
	アシタバ	0	
果 菜 類	キュウリ	391	
	トマト	324	
	ミニトマト	324	トマト
	ナス	297	
	ピーマン	165	
	パプリカ	165	ピーマン
	カボチャ	101	
	ミニカボチャ	101	カボチャ
	トウモロコシ	72	
	オクラ	26	
	シロウリ	23	
	トウガン	5	
	シシトウ	1	
	ニガウリ	4	
マ メ 科 野 菜	インゲン	86	
	エダマメ	45	
	サヤエンドウ	39	
	スナックエンドウ	39	サヤエンドウ
	ソラマメ	15	
	未成熟ソラマメ	1	

分類	品目	登録農薬数	適用
香 辛 ツ マ モノ	ショウガ	49	
	シソ	20	
	オオバ	20	シソ
	食用菊	15	
	カンピョウ	11	ユウガオ
	ミョウガ	7	
	トウガラシ	0	
	ボウフウ	0	
	シイタケ	4	
キ ノ コ 類	ナメコ	3	
	エノキダケ	3	
	マイタケ	2	
	マコモタケ	1	
	マツタケ	0	
	シメジ	0	
	マッシュルーム	0	
	ヤマブシタケ	0	
	エリンギ茸	0	
	キクラゲ	0	
果 実	柑橘類	418	
	リンゴ	377	
	ナシ	323	
	モモ	271	
	イチゴ	237	
	スイカ	224	
	ブドウ	223	
	メロン	217	
	カキ	199	
	ウメ	114	
	オウトウ	112	
	クリ	57	
	ビワ	55	
	キウイ	44	
	スモモ	36	
	イチジク	32	
	パインアップル	16	
	マンゴー	11	
	パパイヤ	11	
	アンズ	10	
	バナナ	0	
	アボガド	0	

## 地域特産野菜の作付け面積と農薬登録数

以下は、(社)日本施設園芸協会発行「地域特産野菜の生産状況」の平成14年度版をもとに、地域特産野菜と農薬登録の関係を調べ編集部が独自に作成した表である。同「地域特産野菜の生産状況」には、地域特産野菜として62品目が挙げられているが、以下の表では、そのうちの45品目を掲載している。表は作付面積順に品目を並べている。生産量が非常に少ないもの、食用花（エディブルフラワー）や非結球レタスなど農薬登録とはなじまない分類となっているものについては削除している。全般的には、作付け面積と登録農薬数が比例関係にあることが見てとれる。品目によって農薬を多く必要とするもの、しないものがあるため一概には言えないが、この表を見る限り、地域特産野菜に対する登録農薬の数はどれも十分であるとは言い難い。

作付面積及び収穫量は平成12年

品目	作付面積(ha)	収穫量(t)	登録農薬数	適用作物
タケノコ	55,164	3,517	0	タケノコ
アスパラガス	5,759	21,708	61	
コマツナ	3,495	56,833	11	
ニラ	2,055	61,680	20	
ニンニク	1,984	18,288	51	
シュンギク	1,850	31,340	12	
チンゲンサイ	1,634	36,730	23	
未成熟ソラマメ	1,497	16,349	1	
ショウガ	1,349	32,902	49	
ウド(伏せ込み)	1,135	5,685	16	ウド
ラッキョウ	1,072	15,071	31	
ミツバ	1,022	16,546	18	
シソ	629	12,735	20	
ナバナ(花)	615	7,412	14	ナバナ
フキ	597	17,276	25	
オクラ	579	10,858	26	
ニガウリ	568	12,125	4	
パセリ	536	9,179	27	
ナバナ(葉茎)	480	5,101	14	ナバナ
タラの芽	406	446	7	タラノキ
食用菊	398	3,374	15	
ゼンマイ(栽培)	341	151	0	ゼンマイ
ワケギ	304	5,350	2	
カンピョウ	288	447	11	ユウガオ
ジュンサイ	275	808	0	ジュンサイ
ウド(露地盛土)	274	1,511	16	ウド
トウガン	254	11,683	5	
ユリネ	197	4,740	5	
セリ	197	3,786	1	
シロウリ	192	10,604	23	
モロヘイヤ	176	3,918	3	
エシャレット	160	2,415	31	ラッキョウ
マッシュルーム	157	2,578	0	マッシュルーム
ワラビ	156	402	0	ワラビ
ワサビダイコン	124	1,243	1	
畑ワサビ(オカワサビ)	116	2,574	11	
ツルムラサキ	106	1,912	0	ツルムラサキ
クワイ	98	507	6	
スナックエンドウ	89	830	39	サヤエンドウ
アサツキ	80	1,267	167	ネギ
トンブリ	79	272	0	トンブリ
ヤマゴボウ	52	502	1	
トウガラシ	28	216	0	トウガラシ
芽キャベツ	25	340	2	
パプリカ	21	809	165	ピーマン